

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

関係者 各位

トミヤアパレル株式会社
管財人 佐藤 順 哉

会社更生手続開始決定に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥の事とお喜び申し上げます。

さて、トミヤアパレル株式会社は、去る平成 2 1 年 2 月 2 6 日に東京地方裁判所に更生手続開始を申し立てておりましたが（事件番号：平成 2 1 年（ミ）第 1 7 号）、本日午後 5 時、同裁判所より更生手続開始決定を受け、当職が更生管財人に選任されました。

会社更生手続の申立てにおいては、関係各位に多大のご迷惑とご心配をおかけしたにも関わらず、短期間で更生手続開始決定が得られましたのは、ひとえに皆様のご理解とご支援の賜物と感謝しております。ここに心より厚く御礼申し上げます。

今後は更生管財人として、会社再建に向けて社員共々全力を挙げて取り組む所存でございますので、従前以上のご支援とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

まずは取り急ぎ、会社更生手続開始決定のご報告と更生管財人就任のご挨拶を申し上げます。

敬具